

# マイナ保険証はなくても大丈夫!

政府はマイナ保険証を使わせるために、2024年12月1日に健康保険証の新規発行を終了しようとしています。でも持っている**健康保険証は、有効期限まで最長1年間そのまま使えます**。マイナンバーカードを持っていない人やマイナ保険証の登録をしていない人には、健康保険証の代わりに使える「資格確認書」が送られてきます。不便で危険なマイナ保険証を、つくる必要はありません。

## まったく利用が広がらないマイナ保険証

2021年10月に始まったマイナ保険証は、まったく利用が増えません。マイナポイントが欲しくて6割の人がマイナ保険証の登録をし、政府は今年5月～7月を利用促進月間として医療機関にアメとムチで利用の圧力をかけたにもかかわらず、7月末の利用率は11.13%と低迷しています。

## 不便なマイナ保険証は誰も使いたくない!

マイナ保険証は受診のたびに提示が必要で、顔認証や暗証番号入力など手間がかかります。マイナカードの取得や更新手続き（マイナカードは10年、マイナ保険証で利用する電子証明書は5年）が必要で、紛失すると再交付は有料で1カ月かかります。高齢者や施設入所者などは、手続きも大変です。健康保険証なら、こんなことは不要です。

## プライバシーを危険にさらすマイナ保険証

厚労省は、マイナ保険証なら治療内容や投薬の情報を医療機関で見られると勧めています。しかし厚労省の調査でも、多くの人が「個人情報がまとめて管理されることが不安」と答えています。マイナンバーカードと暗証番号を他人に使われると、税金や社会保障の個人情報もマイナポータルで丸見えになります。



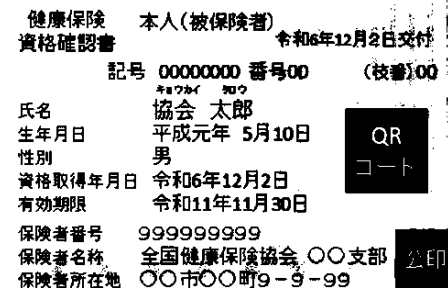
## 医療機関・薬局はマイナ保険証を強要できません

マイナンバーカードの所持は任意で、マイナ保険証の利用は義務ではありません。厚労省も「保険医療機関等において、被保険者証による確認を拒否し電子資格確認(=マイナ保険証)を強制するようなことは、適切ではない」と注意しています。

## マイナ保険証の利用登録解除をして資格確認書をして!

現行の健康保険証は、転職転居などで失効すると使えなくなります。「マイナ保険証を利用登録したけれど使いたくない」人は、10月中にはじまる利用登録解除をしましょう。そうすれば保険証の代わりに「資格確認書」を受け取れます。

利用登録の解除は、加入している保険者（健保組合や協会けんぽ、国保は市区町村など）に申請します。



協会けんぽの資格確認書イメージ

## トラブル続きのマイナ保険証。健康保険証存続を

昨年はマイナ保険証で、別人の医療情報が表示される誤りが大問題になりました。いまでも保険資格が正しく表示されなかったりするトラブルが続き、窓口で10割支払うことも起きています。厚労省も正しく表示されない場合は、健康保険証などで確認するよう説明しています。こんな状態で健康保険証を廃止することは、許されません。

健康保険証を使いつづけましょう!

「健康保険証をなくすな」の声を、政府にぶつけましょう!

## 共通番号いらないネット

Webサイト：<http://bango-iranai.net/>  
電話：080-5052-0270  
Eメール：[kyotu@bango-iranai.net](mailto:kyotu@bango-iranai.net)

2024年9月17日発行



# これで安心！ 12月からどうなる保険証？ あなたはどうすれば？

2024年8月31日「どうなる保険証 どうする私たち」集会資料

あなたは？	2024年10月？日 マイナ保険証の利用登録解除開始	2024年12月1日 健康保険証新規交付終了	健康保険証の有効期限終了 健康保険証の失効（転職等）	2025年12月1日 健康保険証利用終了
マイナンバーカードを持っていない	健康保険証を使い続けましょう。マイナンバーカードの所持は任意です。	健康保険証の交付終了しても、最大1年間は利用できます。	健康保険証の代わりになる「資格確認書」が、(当分の間)申請不要で保険者から送られてきます。	
マイナンバーカードを持っているが、マイナ保険証を登録していない	健康保険証を使い続けましょう。マイナ保険証の利用は強制できません。厚労省も「保険医療機関等において、被保険者証による確認を拒否し電子資格確認（＝マイナ保険証）を強制するようなことは、適切ではない」と注意しています。		健康保険証の代わりになる「資格確認書」が、(当分の間)申請不要で保険者から送られてきます（「資格確認書」の有効期間は5年以内で保険者が決めます）。	
マイナポイントが欲しくてマイナ保険証を登録したが、使いたくない	健康保険証を使いましょう。受診の際にマイナ保険証を使うか健康保険証を使うかは自由です。保険者（協会けんぽ、健保組合、自治体等）に登録解除を申請しましょう。登録解除すると、保険証の代わりになる「資格確認書」の交付を受けられます。（登録解除しても、マイナポイントを返せとは言われません）		マイナ保険証の登録解除をしてあれば、健康保険証の代わりになる「資格確認書」が、申請不要で保険者から送られてきます。 ※マイナ保険証の登録解除をしないと、原則として「資格確認書」は交付されません。	
マイナンバーカードを持っているが、不安だから返したい	健康保険証を使いましょう。交付終了しても最大1年間は利用できます。住所地の市区町村に、マイナンバーカードを返納しましょう。返納前に、マイナポータルや公金受取口座などの登録をしてあれば解除しましょう。マイナンバーカードを返納したことを、保険者に連絡しましょう。		マイナンバーカードを返納すれば、健康保険証の代わりになる「資格確認書」が、(当分の間)申請不要で送られてきます（保険者に連絡しないと交付が遅れることあり）。	
マイナ保険証を持っているが、障害・高齢等で利用が困難	健康保険証を使い続けましょう。マイナ保険証を登録解除するか、保険者に「資格確認書」の発行を相談（申請）しましょう。	健康保険証の交付終了しても、最大1年間は利用できます。		保険者が必要ありと認めれば、マイナ保険証を持っていても、「資格確認書」の交付を受けられます。施設等で「資格確認書」を管理してもらえば、マイナンバーカードを預ける必要はありません。
不便でも、危なくてもマイナ保険証を使いたい	マイナ保険証は受診のたびに提示が必要が必要です。持参を忘れずに。マイナンバーカードを他人に悪用されると、行政等の管理する個人情報にダダ漏れします。持ち歩きや暗証番号の管理に気をつけて。マイナ保険証では保険資格が正しく表示されないトラブルが続いています。確認のために健康保険証も持参を。マイナンバーカードは10年、マイナ保険証に使用する電子証明書は5年で更新手続きが必要が必要です。転職・転居等した場合は、マイナ保険証でも引き続き保険者に申請が必要です。忘れないように。			

**健康保険証を廃止しなければ、こんな面倒なことを考える必要ありません。健康保険証を存続させましょう！**

「資格確認書」は当分の間は対象者に申請不要で交付されることになっていますが、またシステムのエラーがあるかもしれません。念のため保険者に交付を確認しましょう。